

令和3年7月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年7月6日(火)
13時55分～14時35分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 11号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) 利用状況調査による非農地通知について
5) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員

令和3年7月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>ご苦労様です。それでは、時間前ではございますが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。梅雨に入りましたが、こちらの地域ではまだそんなに降っておらず、田んぼの状態も良いのではないかと思います。東日本では大変な大雨が降り、熱海では大変な土石流で、ニュースを観ているだけでも胸が痛む思いです。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会7月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は20名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。6番の三輪委員さん、7番の吉江委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第10号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第11号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第12号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は2,134㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番につい</p>

	て、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。譲受人の〇〇さんにお話を聞いてきました。お2人は親戚関係です。最近、〇〇さんの体調が悪くなってきたそうで、元気なうちに田んぼを譲りたいということでお話されました。現在、〇〇さんは6反の田んぼを個人で耕作されています。今回譲り受けられる田んぼは、現在牧草を行っておりますが、将来的に周りの状況によって水田に戻しても構わないということでした。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第10号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第10号については「承認」といたします。 続いて、議案第11号の「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。 受付番号2番は、申請者が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇233-4、登記地目は田、面積が300㎡で、資材置場兼駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから7ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、受付番号2番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告いたします。申請者は〇〇の〇〇さんです。〇〇さん

	<p>は左官業を営んでおります。申請地は田で、面積が 300 m²です。申請の目的は、既存の敷地が手狭になりまして、砂利や資材の置場、業者等の駐車場の拡張用地として計画をされております。100m以内で土地を探されましたが、周辺はすべて1種農地ということでした。したがって、自己所有の隣接地を拡張することが妥当と判断されて、今回の申請をされました。周辺の農用地への影響は全くありません。隣接農地の所有者、耕作者や地区からの同意書も提出されておりますので、特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今の件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として、議案第11号について「承認」してよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第11号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第12号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第12号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号6番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇です。申請地は〇〇604、登記地目は田、面積が248 m²で、駐車場及び資材置場敷地への転用申請を行おうとするものです。位置図については8ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲渡人は、現在〇〇在住の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は田で、248 m²です。位置図の10ページに赤で囲んである所が今回の申請地になります。申請の目</p>

	<p>的は、譲渡人が〇〇にいるため、申請地の管理ができないということで譲渡したいということでした。譲受人は申請地の向かいで電気工事業を営んでおりました、現在の既存敷地では駐車場や資材置場に不足しているということで、拡張したいという思いがあり、今回両者の合意があり、申請に至りました。周りの農地は、申請地を含めて特に問題はありません。雨水は、周りの用水路に流します。土地改良区の意見書や地区の同意書も添付されております。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号7番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号7番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地が〇〇897、登記地目は畑で、現況地目は宅地になっております。面積が82㎡で、平成12年頃から車庫兼物置敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。始末書等も添付されております。位置図については13ページから16ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告します。申請地は〇〇897、畑で面積は82㎡です。位置図の13ページをご覧ください。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は〇〇さんの住宅の隣地になります。20年くらい前から賃貸借契約のうえで、すでに建物が建っております。しかし、農地法の許可を得ていなかったため、今回申請されました。双方からの始末書、町内会長の同意書も出ております。次に、建物は位置図の16ページをご覧ください。生活排水等は出ません。雨水は前面の県道の側溝に流れます。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>

〇〇委員	これはなぜ違反転用だと気が付かれたのですか。
〇〇委員	今回、賃貸借から所有権移転をするための手続きをしたところ、農地法の許可を得ていないことがわかり、申請をされたものです。
会長	他に無いようですので、次に、受付番号8番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号8番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、〇〇さんのお2人、賃借人が〇〇です。申請地が〇〇661-1と〇〇662-1の田で、2筆の合計面積が4,268㎡、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから21ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	譲渡人は〇〇600番地の〇〇さん、〇〇663番地の〇〇さんです。〇〇さんの田んぼを耕作しておりますが、水の管理が大変な土地です。〇〇さんの田んぼも同様とのことで、今回の砂利採取で地盤改良できればということで、お互い相談されて今回の申請となりました。よろしくをお願いいたします。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明して</p>

	いただきます。よろしく申し上げます。
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) 利用状況調査による非農地通知について 5) その他連絡事項
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	のぼり旗の期間はいつからいつまでですか。
事務局	期間は特に決まっておりません。事務局としましては、10月に農地パトロールを実施する予定としておりまして、その時に掲げてパトロールを行いたいと思います。個人につきましては、どこに、いつまでという決まりはありませんので、地域や営農組合等で掲示いただきますようお願いいたします。
会長	<p>他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理より申し上げます。</p>
職務代理	本日も総会審議、ご苦労さまでした。これから夏本番に向けて、屋内外の作業がありますが、安全と健康に留意されまして、乗り切っていただきたいと思います。それでは、7月の総会を終了いたします。ご苦労さまでした。
	— 7月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年7月6日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 6番 三輪 和 雄

7番 吉 江 秀 一